

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 4 号

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則（平成 1 8 年総社市規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 この規則による改正後の総社市心身障害者医療費給付条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず，この規則による平成 2 1 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの間に行われる療養に要する費用についての新規則第 2 条の規定による負担上限月額の適用については，新規則別表第 2 中「4，0 0 0 円」とあるのは「2，0 0 0 円」と，「2，0 0 0 円」とあるのは「1，0 0 0 円」と読み替えるものとする。 3 ～ 6 略	附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 この規則による改正後の総社市心身障害者医療費給付条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず，この規則による平成 2 1 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの間に行われる療養に要する費用についての新規則第 2 条の規定による負担上限月額の適用については，新規則別表第 2 中「4，0 0 0 円」とあるのは「2，0 0 0 円」と，「2，0 0 0 円」とあるのは「1，0 0 0 円」と読み替えるものとする。 3 ～ 6 略

附 則
この規則は，公布の日から施行する。